

(公的年金に係る雑所得の速算表) ※公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合

受給者の年齢	公的年金収入額①		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	以上 (円)	以下 (円)	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 (S31.1.1以前)	0	3,299,999	①－1,100,000円	①－1,000,000円	①－900,000円
	3,300,000	4,099,999	①×75%－275,000円	①×75%－175,000円	①×75%－75,000円
	4,100,000	7,699,999	①×85%－685,000円	①×85%－585,000円	①×85%－485,000円
	7,700,000	9,999,999	①×95%－1,455,000円	①×95%－1,355,000円	①×95%－1,255,000円
	10,000,000		①－1,955,000円	①－1,855,000円	①－1,755,000円
65歳未満 (S31.1.2以後)	0	1,299,999	①－600,000円	①－500,000円	①－400,000円
	1,300,000	4,099,999	①×75%－275,000円	①×75%－175,000円	①×75%－75,000円
	4,100,000	7,699,999	①×85%－685,000円	①×85%－585,000円	①×85%－485,000円
	7,700,000	9,999,999	①×95%－1,455,000円	①×95%－1,355,000円	①×95%－1,255,000円
	10,000,000		①－1,955,000円	①－1,855,000円	①－1,755,000円

(注) 給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得調整控除として給与所得の金額から差し引く

◆所得金額調整控除＝(給与所得＋公的年金等雑所得)－10万円

なお、給与所得及び公的年金雑所得が10万円を超える場合は10万円

※参考(平成30年度税制改正の大綱①)に記載されてある控除がある場合、その控除後の金額から控除する。